

【釧路市阿寒地域】

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（辺地計画）の概要

1 辺地とは

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律では「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比べて住民の生活水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域」のことをいいます。

辺地の要件は「当該地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有し、辺地度数（市役所、医療機関、郵便局、小・中学校、駅または停留所等までの距離が遠隔であることなど、へんぴな程度を示す点）が100点以上である地域です。

2 辺地総合整備計画とは

辺地地域の公共的施設を総合的かつ、計画的に整備するために必要な、財政上の特別措置等を行うことにより、辺地とその他の地域との生活水準の格差を是正することを目的とし、本計画の施策を実施するために、辺地対策事業債（充当率100%、元利償還金の80%が交付税算入）を財源充当できる等の支援措置があり、充当可能な事業がある辺地について総合整備計画を策定しています。

3 辺地総合整備計画の概要

■計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

■計画策定辺地

釧路市阿寒地域における辺地は、次の通りです。

(単位：km²、人、点)

辺地名	辺地を構成する町又は字の名称	面積	人口	辺地度	計画の有無
徹別辺地	上阿寒、紀ノ丘、下徹別、徹別中央、大正、中徹別、西徹別	55.10	223	135	有
仁々志別辺地	阿寒町下仁々志別、中仁々志別、上仁々志別、仁々志別、共和	87.50	203	341	有

■各辺地の公共施設等の整備計画

(1) 徹別辺地

(単位：千円)

事業名	事業費
飲用水供給施設設備機器等の整備事業 (飽別簡易水道、西徹別・紀ノ丘農業用水道)	81,868
阿寒地域活性化事業(施設改修整備ほか)	306,971

(2) 仁々志別辺地

(単位：千円)

事業名	事業費
飲用水供給施設(設備機器等の整備事業ほか)	56,052

